

令和4年度第2回山口県食の安心・安全審議会 概要

1 日 時 令和4年11月4日（金） 13:15～14:45

2 場 所 県庁3階 職員ホール

3 出席者 10名（欠席2名）

4 会議録

議 題：食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）素案について

資料1：「山口県食の安心・安全推進基本計画」の改定について

質問等なし

資料2：「山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）」（素案）の概要

資料3：「山口県食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）」（素案）

【第1章～第4章】

委 員：現在、県で作成に取り組んでいる「やまぐち未来維新プラン」は、SDGsと関係づけて計画がたてられていると聞いたが、本計画は、SDGsと関係づけて作成しないのか。

事務局：県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」では、全庁の重点施策とSDGsの関係を、取りまとめて整理している。

本計画のなかで、こういった形でSDGsとの関わりを整理するかは御意見等を踏まえて検討させていただく。

委 員：資料3の4ページについて、食品表示法の完全施行が令和2年4月1日からとなっているが、加工食品の原料原産地表示が完全施行されたのは令和4年4月1日からと記憶している。この違いは何か。

事務局：食品表示法は、平成25年に「JAS法」、「食品衛生法」、「健康増進法」の3つの法律が一元化されて創設された。この時、加工食品の経過措置期間は令和2年3月31日までとされた。

その後、経過措置期間中に食品表示基準が改正され、加工食品の原料原産地表示の義務付けが追加された。その追加された義務規定の経過措置期間が令和4年3月31日までとなっている。

【第5章：1 食の安全～生産から消費に至る食品の安全性の確保～】

委 員：HACCPに沿った衛生管理の取組について、法律により義務化されたが、次期計画において取組の「徹底」ではなく「促進」としたのはなぜか。

事務局：HACCPは取り扱う食品等に応じて、事業者ごとに具体的な衛生管理の取組が異なる。事業者が置かれた状況に応じて、良い衛生管理となるよう、継続的な改善を促したいことから「促進」とした。

委員：資料3の14ページに「国や自治体が開催する『HACCP指導者養成研修』等に『食品衛生監視員』を派遣し、『食品衛生監視員』の資質向上を図る」とあるが、食品衛生監視員の知識等をブラッシュアップさせるためにそのような研修会に積極的に参加させるということか。

事務局：食品衛生監視員養成施設である大学等を卒業後、県庁に入庁して食品衛生業務に携わるものが、「食品衛生監視員」となる。大学等で学んだ知識のみならず、最新のHACCP制度や取組について学び、グループワーク等による訓練を通じ新たな知見を身に付け、資質向上に努めることが大切であると考えている。

委員：HACCP監視指導の現在の実績値はいくらか。

事務局：HACCP監視指導は、監視の中で、HACCPに沿った衛生管理として衛生管理規範を策定する、管理計画実施状況を記録する、その内容について助言するなど、現状を把握して指導することを考えている。

今後作成する監視指導計画で新たに定義付けし、取組を把握する予定である。そのため、現時点では実績値を取りまとめていない。

委員：次期計画の指標について、「エコやまぐち農産物認証件数（累計）」が削除され、「国際水準GAPの認証件数（累計）」が新たな指標として掲げられている。このことについて、エコやまぐち農産物認証件数を国際水準にしなければならないという決まりがあるのか。

事務局：「エコやまぐち農産物認証件数（累計）」の指標を「国際水準GAPの認証件数（累計）」に変更したわけではない。この二つは別個の指標である。

エコやまぐち農産物認証件数は、化学肥料や農薬等の削減に伴う本県独自の認証であったが、「やまぐち未来維新プラン」において脱炭素に基づく自然機能の循環に位置付けた取組に再評価した結果、本計画の指標から削除することとした。

また、国際水準GAPについて、現行計画では「JGAP認証件数（累計）」と指標を掲げていたが、国が推進するJGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. Pの3つを本県でも推進していくため変更した。

委員：資料3の16ページにおける「生産段階での安全性の確保」について、畜産物の安全性の確保として「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守を指導」とある。「家畜伝染病予防法に基づく」というと食中毒で多いカンピロバクターが入らないように思われる。人を守る安全性の確保を目指す指導をしてほしい。

また、「飼養衛生管理基準の遵守を指導」とあるが、畜産農家への指導だけではなく、実際に検体を持ち帰って検査してもらえれば、より安心に繋がるのではないか。

事務局：家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守の指導については、食の安心・安全に繋がる病気のみならず、それを含めた幅広いものが対象となっている。農場に持って入る物や、そこに立ち入る人への消毒を適正に行うことにより、サルモネラのような人にかかる病気または、それ以外の病気についても農場での発生を予防する取組である。

食品についての安全を担保するという点について言えば、資料3の17ページにある「生産部局と連携した食肉衛生検査」が該当する。

委員：生産段階で菌量を減らさなければ、加工段階では限界がある。生産段階においても菌量が減るような取組を行っていただきたい。検査の紙面上では適正に消毒がなされていても、実態とそぐわないこともある。その辺りについても、県の専門の方々にチェックしていただきたい。

事務局：畜産振興課の出先機関である家畜保健衛生所が県内に4か所あり、その職員が飼養衛生管理基準の巡回指導を行っている。引き続き農場の方に指導を行っていく。

【第5章：2 食の安心～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～】

委員：資料3の23ページにある「食の安心ダイヤル」や「食の安心相談室」について、SNSで県民から食に関する情報を寄せられるようにすることは可能か。

事務局：SNSの活用により、双方向からの情報のやり取りが可能な仕組みを検討したい。

委員：資料3の20ページにある「食品表示ステップアップ制度」について、現行計画にある表示適正事業所については、この制度に合わせるということではよろしいか。

事務局：お見込みのとおり。

食品表示は法律の義務規定であり、必ず適正に表示することが前提となっている。しかし、実際には、表示ミスが発生しており、これをなくするためには、事業者自身がしっかりとした管理体制を構築する必要がある。

まず、事業所内に食品表示責任者を置くことを最初の入り口として、担当者が作成した表示を他の人が確認できる管理体制を整え、最終的には、現行計画にある表示適正事業所の認定を目指していく制度を考えている。

小規模の事業者でも、段階的に表示の管理体制をステップアップしていくことができる制度として創設する。

【第5章：3 参画と協働～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～】

委員：「食育の推進」について、資料3の27ページに、「公共メディアや県

ホームページを通じ、重点的かつ効果的な普及活動を実施する」とあるが、食育の情報発信にSNSを活用してみてもどうか。

事務局：生活衛生課では、やまぐち食の安心・安全推進協議会として、食育や食品ロス等を含めた食に関する情報をメールや情報誌で発信している。SNSを活用した情報発信についても、食育に関することを含め、発信していきたいと考えている。

次期計画の食育の推進に関して、SNSの活用を記載できるかは、関係課と協議して検討したい。

委員：資料3の25ページにデジタルサイネージを活用した情報の周知・啓発について述べられている。SNSは扱える人が限定されがちであるが、デジタルサイネージはスーパーの入口等の目立つ場所に設置されており、子どもから高齢者まで幅広い世代に広がりやすいツールである。積極的に活用して情報を発信してもらうことを期待している。

事務局：デジタルサイネージについて、普段買い物をするような場所で目にすることができる非常に重要なツールであると考えている。情報の周知や普及啓発に活用し、役立てていきたい。